

事業の承継に関する報告書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク			
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接間接で議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために承継するもの	
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり報告します。

1 対象会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円
2	承 継 年 月 日	
3	承 継 の 対 価	
4 承継方法等	(1) 承 継 の 方 法	<input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併
	(2) 承継対象の事業内容	
	(3) 報告者と対象会社 の関係	

5 その他の事項

承継対象の事業に事前届出業種に属する事業は含まれていない。

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

報告書記入例

事業の承継に関する報告書

○年 ○月 ○日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
		<名称> 日本語表記：エイ・ビー・シー・ジャパン株式会社 英語表記：ABC Japan., Ltd <代表者の氏名> 日本語表記：エックス・ワイ・ゼット 英語表記：XYZ		
	住所又は主たる事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地	国籍又は設立国	日本
	職業又は営んでいる事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入		
	ウェブページのリンク	www.○○○○.com		
報告者となる法的根拠(該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために承継するもの			
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	○○株式会社 代表者 甲野 太郎		
	事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)	担当者氏名：乙野二郎(○○株式会社経理課) 電話番号：○○-○○○○ 電子メールアドレス：jiro_otsuno@○○.co.jp		

下記のとおり報告します。

1 対象会社	(1) 名称	日本○○化学株式会社
	(2) 本店の所在地	東京都港区○○町○番地
	(3) 定款上の事業目的	【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること(事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない)。】
	(4) 資本金	800 百万円
2	承継年月日	○年○月○日
3	承継の対価	【注：「US \$ 1, 000, 000. -」、「¥300, 000, 000. -」等と記入すること。】

4 承継方法等	(1) 承継の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併
	(2) 承継対象の事業内容	中国四国地方における日用品の小売業
	(3) 報告者と対象会社の関係	取引関係又は資本関係なし
5 その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 承継対象の事業に事前届出業種に属する事業は含まれていない。 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当するため記載する事項は以下の通り。 <名称> エイ・ビー・シー・コーポレイション (ABC Corporation) <住所又は主たる事務所の所在地> アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100 <職業又は営んでいる事業の内容> 医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入	

(記入要領)

- 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

対内直接投資等に係る「事業の承継に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

外国投資家が本邦にある会社（法人に限る）から事業の譲受け、吸収分割及び合併によって事業を承継する場合であって、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 承継対象となる事業のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当すること。
- (2) 外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。

ただし、対内直接投資等の場合において、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

- a 特定の外国投資家による実質株式（注1）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注2）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による事業の承継。
なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。
- b 特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による事業の承継。

(注1) 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

(注2) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

2. 報告の時期

承継の日から45日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である

代理人が提出をして下さい。

—— 45日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「事業の承継に関する報告書」（別紙様式第十六の二）・・・1通

4. 報告書の提出先と照会先

（1）提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（2）本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「2 承継年月日」に記載した「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。